



資料- 1

第202400296629号

令和7年3月6日

鳥取海区漁業調整委員会

会長 板倉、高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局

局長 鈴木 由香利

(公 印 省 略)

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源くろまぐろの知事管理
区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の
規定に基づき、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めるため、同条第2
項の規定により諮問します。

担当：漁業調整課資源管理担当 清家
電話：0857-26-7315
ファクシミリ：0857-26-8131

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	16.1 トン
	鳥取県その他漁業	1.0 トン
	県留保枠	1.9 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	15.4 トン
	鳥取県その他漁業	1.0 トン
	県留保枠	1.8 トン

特定水産資源くろまぐろの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について

令和7年3月11日
鳥取県漁業調整課

1 令和7年度のくろまぐろ漁業の国内配分について

- WCPFCの増枠の合意を受けて、国は資源管理の基本となる資源管理基本方針を変更した。
- 国は、都道府県（沿岸漁業）への令和7管理年度の当初配分として、小型魚 3,066 トン、(R6: 2,196 トン)、大型魚 2,990 トン (R6: 1,746 トン) とした。
- 漁獲枠の増枠を受けて、本県は小型魚 19 トン (R6 当初: 4.9 トン)、大型魚 18.2 トン (R6 当初: 6.1 トン) の漁獲枠が当初配分された。

単位: トン

	R6 管理年度 (基礎配分) A	調整 (A×係数) B	R3～R5 実績 (基礎比率) C	BorC 大きいほう	上乗せ	R7 管 理年度
小型魚	4.9	5.4	9.0	9.0	10	19.0
大型魚	6.1	8.2	2.5	8.2	10	18.2

係数: 大型魚 (1.35)、小型魚 (1.11)

2 令和7管理年度の当初配分(案)

- 期間: 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 配分の基本的な考え方(小型魚、大型魚共)
 - ・国より配分された都道府県知事枠から、10%を県留保枠とする。
 - ・鳥取県その他漁業(混獲管理分)として 0.1 トン (100kg) から 1 トン に増枠する。
理由: 資源の回復に伴い、刺網等で混獲されたものの放流できずに、やむをえず漁獲されるくろまぐろが多くなったため。
 - ・県留保枠及び鳥取県その他漁業を除いた全量を鳥取県くろまぐろ漁業(沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業)に配分する。

単位: トン

種類	知事管理区分	合計	配分量	配分の考え方	備考
小型魚	鳥取県くろまぐろ漁業(沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業)	19.0 (4.9)	16.1 (4.4)	100% (※留保枠、混獲管理分を除く)	前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量に変更となった場合については、鳥取県くろまぐろ漁業の漁獲可能量を変更するものとする。
	鳥取県その他の漁業		1.0 (0.1)	混獲管理分	
	県留保枠		1.9 (0.4)	10%	
大型魚	鳥取県くろまぐろ漁業(沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業)	18.2 (6.1)	15.4 (5.4)	100% (※留保枠、混獲管理分を除く)	前管理年度からの繰越し、都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県くろまぐろ漁業に配分する。
	鳥取県その他の漁業		1.0 (0.1)	混獲管理分	
	県留保枠		1.8 (0.6)	10%	

3 令和7年度以降の日本海・九州西広域漁業調整委員会承認漁業について

(1) 現承認漁業者の継続承認

- 次期承認期間: 令和7年4月1日から令和9年3月31日(2年間)
- 令和5年1月1日から令和6年12月31日までに1kg以上の漁獲実績のある現承認漁業者

(51 隻)は、継続申請を行った。

○漁獲実績のない現承認漁業者 5 隻は、ほかの漁業者へ承継することとして承継の申請を行った。

(2) 新規承認漁業者

○国は、くろまぐろ漁獲枠の増加に伴い、承認数をこれまでよりも全国で 5,000 増やす方針とし、広域漁業調整委員会にて公示された。

○本県からは 171 隻の新規承認申請を行った。

(3) 今後の予定

広域漁業調整委員会において、承認手続きが終了次第、承認証の配布を行う。

	現承認隻数	新規申請見込み数	新規承認申請数	合計
田後漁協	18(1)	19	18	36
鳥取県漁協	37(4)	153	153	190
赤碕町漁協	1	0	0	1
米子市漁協	0	0	0	0
合計	56	172	171	227

※括弧内は、現承認隻数のうち承継の数

4 近年の漁獲状況

単位：トン

管理年度	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6 (2 月末現在)	令和 6 漁獲可能量
小型魚 (30kg 未満)	3.2	3.2	5.8	8.1	11.1	5.6	8.7
大型魚 (30kg 以上)	0	0.1	0.7	4.8	0.4	0.6	4.3

【参考（根拠法令）】

漁業法

第 16 条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第 125 条第 1 項第 4 号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第 3 項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第 3 項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

【参考（鳥取県資源管理方針（抜粋））】

（別紙 1－1）

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 略

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量から、本県の留保枠及び鳥取県そ

の他漁業への配分を除いた数量とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量が変更となった場合については、鳥取県くろまぐろ漁業の漁獲可能量を変更するものとする。

第4～第5 略

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量から留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除いた数量とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県くろまぐろ漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

第4～第5 略



6 水管 2941 号
令和 7 年 1 月 9 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の
通知

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表） くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)
くろまぐろ（小型魚）	19.0 トン
くろまぐろ（大型魚）	18.2 トン